

～介護予防支援の指定を受けた指定居宅支援事業者の方へ～

令和6年介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者が市町村の指定を受けて介護予防支援を実施する場合の所定の手続として、地域包括支援センターの「一定の関与」が設けられ、地域包括支援センターにおいて介護予防サービス計画の検証を行うことが追加されました。これにより、居宅介護予防支援事業所が自ら行う介護予防支援における予防プランは、地域包括支援センターによる検証（チェックやアドバイス）の対象となります。

【「一定の関与」に係る運用の流れ】

① 利用者基本情報及び介護予防サービス計画書の提出

◆担当している被保険者の利用者基本情報及び介護予防サービス計画書等を担当エリアの地域包括支援センターへ提出する。

② 介護予防サービス計画書の内容確認・修正等

◆地域包括支援センターから、要支援者の自立に資するプラン作成に適っているか内容確認又は助言を受ける。

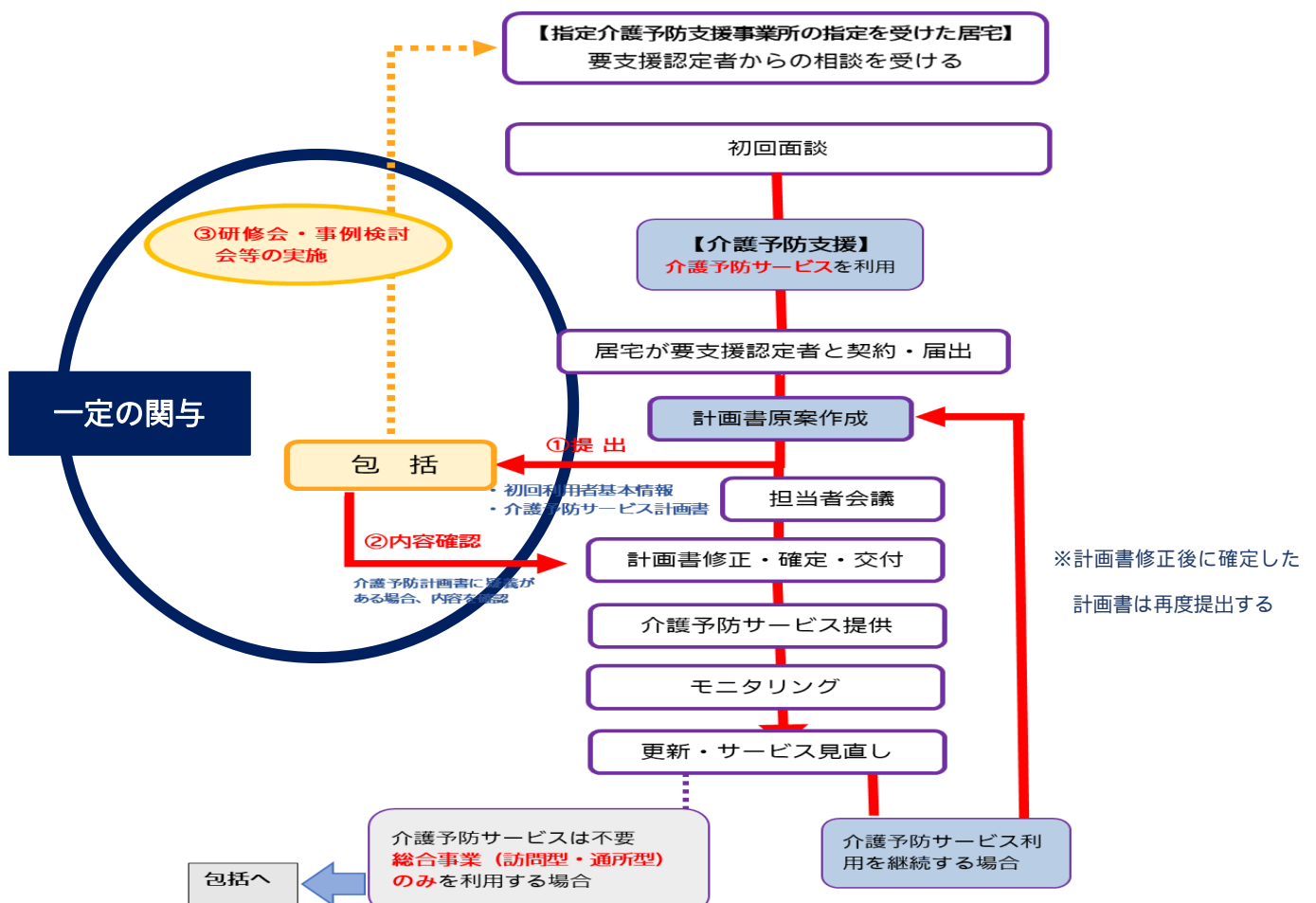
※介護予防サービス計画の検証ため必要があるときは、地域包括支援センターから情報提供を求められます。

◆指定居宅介護支援事業所は、必要に応じて計画書等を修正する。

③ 研修会・事例検討会等への参加

◆地域包括支援センターが開催する予防プランの質的向上を目的とした研修会等に参加する。

※その他、地域包括支援センターは介護予防支援の質的向上のため、地域ケア会議や事例検討会へ事例として提出することがある。



【具体的な取り決めについて】

(1) 確認の頻度

介護予防サービス計画の新規作成時及び更新時

(2) 確認の実施者

利用者の住所地を担当する地域包括支援センター

(3) 提出する資料 ※写し又はデータでの提供

- ・利用者基本情報
- ・基本チェックリスト
- ・介護予防サービス計画書

(4) 確認内容

◆利用者基本情報

- ・介護予防につながるような内容の確認
- ・疾病等で留意が必要な場合、介護予防サービス計画への反映の有無

◆介護予防サービス計画書

確認する視点（参考）
要支援者の状態像が落とし込まれているか。またその背景要因等が押さえられているか
解決できそうな課題とそれに沿う目標設定が本人の意向を反映しているか
目標を達成できそうなプラン内容になっているか
解決すべき課題が明確にされているか（アセスメントの質が保たれているか）
目標設定が適切か（本人の望む日常を目指す内容となっているか。抽象的ではないか）
目標に向けて適切なアプローチが提供される内容か （事業、サービス、地域資源やインフォーマルサービスの活用等がなされているか）
自立を阻害するような過剰な支援となっていないか

(5) 留意点

指定居宅介護支援事業者は要支援者と契約後、担当エリアの地域包括支援センターと適宜連絡を取り合い、介護予防サービス計画等の内容確認に御協力ください。

問合せ先

郡山市地域包括ケア推進課 基幹包括支援係

TEL 024924-3561